

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
3 月 11 日
(火曜日)

目次

○規則	旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………一
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………一	
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなければならない区域の指定（環境政策課）……………一
○公告	国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊陸中央第二換地区）換地計画書の縦覧 （農村整備課）……………二
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（須佐地・平原換地区）換地計画書の縦覧 （農村整備課）……………二	
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（瀬尻換地区）換地計画書の縦覧 （農村整備課）……………二	
県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………三	
県営岩永本郷地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………三	
公共測量の実施（五件）（監理課）……………三	
建設業の許可の取消し（監理課）……………四	
○公安委規程	山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程……………四

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年山口県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年山口県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号イ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県告示第八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

山口市大内氷上一丁目一四一〇の一の一部、一四一九の一部、一四二一の三の一部

及び一四二三の一部

二 特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物



(四二) 県営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊陸中央第二換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区伊陸中央第二換地区の換地計画を定
めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとお
り縦覧に供します。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊陸中央第二換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月十二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四三) 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（須佐地・平原換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る須佐地・平原換地区の換地計
画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次
のとおり縦覧に供します。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（須佐地・平原換地区）換地計画書の

写し

二 縦覧の期間

令和七年三月十二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四四) 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（瀬尻換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る瀬尻換地区の換地計画を定め
たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり
縦覧に供します。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（瀬尻換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月十二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四五) 県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営
横泉地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において
準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月十二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(四六) 県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月十二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(四七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ更新）

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和六年十月二十一日から令和七年三月二十八日まで

(四八) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和六年十月二十一日から令和七年三月三十一日まで

(四九) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

令和六年十月二十八日から令和七年三月三十一日まで

(五〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下松市瑞穂町二丁目

三 作業の期間

令和六年十一月七日から令和七年一月三十一日まで

（五二）公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下関市上条町、関西本町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、長崎町一丁目、長崎新町、長崎本町、長門町、西神田町、豊前田町二丁目及び山手町

三 作業の期間

令和六年十一月十五日から令和七年二月二十八日まで

（五二）建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和七年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和七年一月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 鎌田工業株式会社

主たる営業所の所在地 宇部市西宇部北五丁目九番三十号

代表者の氏名 鎌田 大樹

許可番号 山口県知事許可（般一四）第二二九六二号

三 処分の内容

解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株主が、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に違反した罪により、令和五年十二月二十八日に山口地方裁判所宇部支部から懲役八月（執行猶予四年）の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十九条第一項第二号に該当する。



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表個数の欄中「三一」を「二八」に改め、同表保管者の欄中

「警察署長（山口県山口南警察署長を除く。）各一個」

に改め、
一山口県岩国警察署岩国西幹部交番所長、山口県岩国

附則

五

令和七年三月十一日
発行

発行人

山口県知事